

2022年9月30日

研究プラットフォーム運用開発部門 (MarE3)  
安全・品質管理グループ

## 新型コロナウイルスの拡散に伴う MarE3 における船舶乗船基準の 一部追加について (改3)

研究プラットフォーム運用開発部門 (MarE3) は、新型コロナウイルス等の船内における感染の拡大を可能な限り阻止するため、2022年3月22日付で「新型コロナウイルスの拡散に伴う MarE3 における船舶乗船基準 (改5)」(以下「乗船基準」という)を船員及び船員以外を対象に策定しており、9月16日付で「新型コロナウイルスの拡散に伴う MarE3 における船舶乗船基準の一部追加について (改2)」を発出している。

緊急対策本部より2022年9月30日付文書「(新型コロナウイルス対応) 船舶運航についての方針 (改5)」(別紙)が発出された。これに基づき、日本の港から4日の航程内の航海の場合は、2回以上のワクチン接種が確認された乗船者の乗船前自己隔離 (バブル方式の実施) を解除することとする。本文書は本日以降に出港する航海から適用するが、本文書発出時に既に乗船前自己隔離を開始している場合は除く。

1. 航海は、原則2回以上のワクチン接種が確認された乗船者によるものとする。
2. 日本の港から4日の航程内の航海の場合、新規全乗船者がPCR検査を2回 (乗船前1週間前日処、72時間以内) 受検し、陰性を確認する。
3. 乗船前1ヶ月以内に新型コロナウイルスに感染し、その療養が終了していた場合は、乗船1週間前PCR検査で陽性となっても、乗船直前PCR検査を受検することを認め、他者への感染可能性なしとの診断が出れば、原則乗船が許可される。ただし、乗船1週間前PCR検査で陽性となり、保健所・医療機関から自宅療養等の指示があればそれに従うこと。
4. 日本の港から4日の航程内の航海に限り、1. の要件を満たさない者のうち、PCR検査を2回 (乗船前1週間前日処、72時間以内) 受検し陰性を確認するほか、乗船地のホテル等宿泊先において乗船直前4日間 (4泊) の自己隔離を実施し (注)、最新の乗船基準に示されたワクチン接種以外の実施すべきことを全て行うことを前提とし、乗船可とする。

注) 乗船地に自宅があり同居者がいない場合は、ホテル等に宿泊することは求めない。

○本件に関する問い合わせは、MarE3 安全・品質管理グループまで相談のこと。

MarE3 安全・品質管理グループ連絡先 : (e-mail) [mare3-hsqecore@jamstec.go.jp](mailto:mare3-hsqecore@jamstec.go.jp)

別紙

令和3年9月13日  
令和4年2月1日改訂  
令和4年3月22日改訂  
令和4年6月20日改訂  
令和4年8月9日改訂  
令和4年9月30日改訂  
国立研究開発法人海洋研究開発機構  
緊急対策本部長  
理事長 大和 裕幸

### (新型コロナウイルス対応) 船舶運航についての方針 (改5)

本方針(改4、本年8月9日付)の発出以降、研究航海の安全かつ確実な実施を目的とし、乗船地における乗船前自己隔離(以下、バブル方式の実施)をお願いしてまいりましたが、一日あたりの国内新規感染者数は、同年8月19日に約26万人と報告されて以降、減少する傾向にあり、また、諸外国においても、社会経済活動の正常化が進んでいる状況にあります。

また、政府は令和4年9月8日に「Withコロナに向けた政策の考え方」として、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の措置について、高齢者・重症化リスクのある者への保健医療の重点化と患者の療養期間の見直しを行うなど、新型コロナウイルス対策の新たな段階に移行し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針をとることを示し、令和4年9月26日から、全国一律で(陽性者)発生届を簡略化する取組を開始致しました。

本方針(改2、本年3月22日付)において、バブル方式の実施を解除した際の国内新規感染者数は1週間平均で1日あたり約5万人と厚生労働省より報告されておりますところ、本年9/23~9/29の平均の国内新規感染者数が一日あたり4.7万人となり、前回解除時の数値を下回ることが確認されました。

今般、このような状況を総合的に勘案し、産業界の意見も踏まえ検討した結果、本方針(改4、本年8月9日付)で行ってきたバブル方式の実施を解除致します。

引き続き、全乗船者の皆さまにおかれましては、乗船前及び乗船中の感染予防対策に十分留意頂くとともに、政府の推奨する新型コロナワクチンの接種についても御協力をお願い致します。

#### 記

船舶運航にかかる新方針は以下のとおりとし、原則本日以降に出港する航海から適用する。<sup>1</sup>

1. 航海は、原則2回以上のワクチン接種が確認された乗船者によるものとする。
2. 航海の実施は、新規全乗船者がPCR検査を2回(乗船前1週間目処、72時間以内)受検し、陰性を確認すること及び健康管理に関しては最新の「新型コロナウイルスの拡散に伴うMarE3における船舶乗船基準(以下「乗船基準」)」に従うことを前提とする。
3. ただし、1.の要件を満たさない者のうち、乗船地における乗船前の自己隔離<sup>2</sup>及び2.のPCR検査の受検(陰性確認)を経た者についても、最新の乗船基準に従って健康管理を行うことを前提とし、乗船可とする。なお、本項の適用は日本の港から4日の航程内の航海に限る。

以上

<sup>1</sup> 本方針発出時に既にバブル方式の実施を開始している場合は除く。

<sup>2</sup> 日本の港から4日の航程内の航海は4日間(4泊)